

## 会報

## 公認会計士三田会



## 三年連続三桁の合格者を確保

塾長 石川忠雄

公認会計士三田会は、各種三田会のなかでも、極めて活発な活躍を続けている三田会の一つである。この三田会は、端的に言って比較的歴史の浅い三田会である。しかしこの三田会ほど、将来への限りない希望をはらんだ三田会もそう多くないといえよう。

というのは、この三田会を構成しているメンバーの、圧倒的な占有率を挙げねばなるまい。

平成4年初頭の「会報16号」の報ずるところによれば、公認会計士および会計士補の全国的な概況と、慶應義塾出身者のそのなかで占める比率をパーセントで示せば、人數的には11,686名の内、実に塾員は1,389名を占め、11.9%の実績を確保しているのである。

けれども卒直に言って、公認会計士の第二次試験合格者の出身大学別の実績で、過去17回連続して、トップの座を占め続けてきたことばかりが、特筆されがちだが、それよりもむしろ、平成と年号が改められてから、慶應義塾から送り出した公認会計士第二次試験の合格者数が、3年連続して、実に三桁の百名の大台を越す文字通りの躍進をなし遂げていることこそ、注目されるべきところであろう。

ただ三桁に達した最初の年は、これを公にする

ことを控えていた。次年度もそうだった。

しかし、この好調が、平成3年まで三回も続くとなると、少くともこの三田会の会報の如き、内輪の機関紙でP R したくなりたいではないか。

この朗報に誰も触れようとしないのは意外である。敢えて私自身が、このことを特筆大書してよいのかも知れない。

ところで、話は別だが、福澤先生の好んで使った言葉に、「自我作古」(我より古えを作す)という用語がある。

これは、晩年に至り、福澤精神を手短かに表現した「独立自尊」などのポピュラリティには欠けるとしても、我自らが時代の先導者として、歴史の新たな一頁を切り拓らくという心構えに於いては、「自我作古」という言葉は、より強い激しさを、その内面に秘めているように思われる。

その点、公認会計士三田会は、多分に未来性を秘めた三田会だけに、「独立自尊」との金言もさることながら、「自我作古」をモットーとした三田会とした方が、会員相互の合言葉として、その実体に相応しいもののように思えてならない。

ともあれ、三年連続して、三桁の合格者を出した公認会計士三田会に対して、その事実を讃えるとともに、更なる充実と発展を祈ってやまない。

# 公認会計士三田会・会報（第16号）

— 平成4年1月発行 —

## — 目 次 —

1. 卷頭言……………塾長 石川忠雄………1A  
—三年連続確保した三桁の合格者—
2. 年頭所感……………衆議院議員 小沢一郎………3A  
—自己改革と今後の日本の針路等—
3. 塾生の公認会計士志向の現況……………商学部教授 笠井昭次………4B  
—大学における会計教育について—
4. 監査基準・準則改訂への参画……………30年経済卒 村山徳五郎………6A  
—企業会計審議会部会長体験から—
5. ビッグシックスと監査法人②……………25年経済卒 西谷誠一………8A  
—これまでの1年これから1年—
6. 監査委員と地方自治体の監査……………26年経済卒 向山清志………12A  
—公認会計士の監査委員への登用—
7. 公認会計士の非営利法人監査……………37年経済卒 住田光生………13B  
—非営利法人監査での協会活動等—
8. 〈社中交歓〉
  - ① 公認会計士監査と監査役監査……………49年経済卒 高木勇三………15A  
—監査に対する社会的期待の再考—
  - ② 大手監査法人の証取監査業務……………42年経済卒 丸山邦彦………16B.  
—証取法監査と監査業務の体験談—
  - ③ 公認会計士監査と法人税法等……………46年経済卒 塚原雅人………18A  
—公認会計士監査と税法の体験談—
  - ④ 公認会計士M A S業務の課題……………34年経済卒 米谷齊………19B  
—監査法人M A S業務の現況から—
9. 公認会計士三田会有資格者現況……………22年経済卒 西野清………21A  
—士補合格17年間連続首位の記録—
10. 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(3)(4)(5501~7300)……………25A
11. 義塾の近況—平成3年—……………塾広報課長 田辺久夫………27A  
—塾員・塾生の現況数—

# 年頭所感

## —自己改革と今後の日本の針路—



衆議院議員 小沢一郎

1. 平成4年の新春を迎え、公認会計士三田会の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

この機会に、日本の針路について私見を述べることをお許しいただきたいと思います。日本はいま、表面の平穏さとは逆に、今後も平和と繁栄を維持していくかどうかの瀬戸際に立たされ、生き残りのための自己改革を迫られています。経済活動の重要な一翼を担われている皆様にも、そのことをぜひご理解していただきたいのです。

2. 世界はなお、激変のまっただなかにあります。それは、深さと広がりにおいて、第2次世界大戦に匹敵すると言ってもいいものです。政治、経済、安全保障のすべての面で、東西冷戦構造を軸とする「戦後秩序」がほぼ完全に崩壊しました。

所が、各国の努力にも拘わらず、それに代わる新たな国際秩序は、いまだに確立されていません。

むしろ、少なくとも、今世紀中は「秩序なき混乱」が続くと考えるべきでしょう。

しかし、21世紀初頭の世界の姿を予測するのはそう難しいことではありません。新世界の方向性は、すでに様々な形で見え始めています。

3. ヒューストンサミット先進国首脳会議で謳ったように、民主主義・自由主義・人権・地球環境保護が、人類共通の価値として定着していくことは、ほぼ間違いありません。新国際秩序もその4つを基本理念として構築されていくでしょう。

また、これまでの米ソ両国に代わり、政治・安

全保障面では国連の、経済面では関税・貿易一般協定（ガット）の、役割が更に増大すると考えられます。米国はあらゆる面で強大な力を持つ唯一の超大国ではありますが、総てを、独り取り仕切るだけの力は、もはやありません。発展途上国や残存社会主義国の民主化と人権擁護・自由貿易体制の発展、先進国と途上国間の資源と富の再配分、経済開発と環境保護の調整などは、主に国連とガットという2つの枠組みを通じて、進められていくと思います。

4. 各国に対する国際社会の評価基準も一変することでしょう。民主主義等が普遍的価値として十分に認知されていなかった時は、軍事力・経済力・技術力など、いわゆる国力が評価基準でしたが、これからは、それだけでなく、普遍的価値を国内でどの程度実現しているか、さらに、国際的に普遍的価値の実現と新秩序の確立にどれくらい貢献しているか——が基準になります。国力に応じた「国際協調」によって評価されるわけです。

政治力そのものが、評価対象になると言ってもいいでしょう。

もちろん、民族・宗教・国家・地域など特定の利益を普遍的な価値と秩序に優先させることは、国際社会に対する反逆行為とみなされます。

その特定利益の追及こそ、冷戦下の軍事対立に代わる新たな脅威であり、世界の最大の不安定要因なのです。一昨年のイラクによるクウェート侵略はその典型でした。

5. 所が、普遍的価値の実現と新秩序の確立という理想とは裏腹に、現実には湾岸戦争後もソ連、ユーゴスラビア、イラク、インド、パキスタンなどで国家間、民族間の対立は激化の一途をたどっています。米ソを頂点とする冷戦構造という強力なタガが外れたことで、これ迄封じ込められていたものが一気に噴き出してきました。

特に、日本の周辺は「地域紛争の火薬庫」と言っても過言ではありません。ソ連は経済危機と民族対立に加え、連邦制の崩壊に伴い、膨大な核兵器が管理不能になりかねない状態です。

中国も、近い将来予想される指導部の交代で経済と軍の地方独立化が進み、核兵器が周辺国に流出する可能性があると指摘されています。更に北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核兵器開発は、完成目前にまできており、北朝鮮が核を持てば、韓国も対抗上持とうとするでしょう。台湾は独立運動の激化で、中国との緊張が高まり、フィリピンは政情不安が、まだまだ続くとみられます。

6. つまり、日本は、不安定な国々に三方を取り囲まれているのです。このような国は、サミット参加7カ国の中で日本だけです。この近隣諸国で、しかも、核兵器使用と大量難民発生の恐れのある地域紛争が起きたら、日本への影響は、湾岸戦争の比ではないでしょう。

日本の最大の問題は、こうした世界の激変に対応する意識も体制も全くできていないことです。

言う迄もなく、資源のない日本が経済発展をとげ、今日の繁栄を築くことができたのは、「戦後秩序」によって、世界の平和と安定が保たれ、国際経済システムが有効に機能してきたからに外なりません。現在の「秩序なき混乱」を、一刻も早く終わらせるよう、最も努力しなければならないのは、この日本なのです。

7. そのためには、国連とガットが新国際秩序の中核として、機能できるように積極的に協力しなければなりません。差し当り、地域紛争に対する国連の平和維持活動（PKO）と新多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）に全面協力すべきです。対ソ支援・科学技術協力・地域環境保護等も含め、国際協力のための財政基盤の確立も不可欠でしょう。それによって、経済大国としての国際的な責務を果たすだけでなく、「国際協調」の範を率先して示すのです。

間違っても、日本だけでしか通用しない理屈や日本の経済的利益のみを、口にしてはなりません。

8. 最後に、現下の情勢に対するご理解を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝と斯界のご発展を心よりお祈り申し上げます。

注・筆者は昭42経済卒、元・自由民主党幹事長

## 塾生の公認会計士志向の現況 —大学における会計教育について—



商学部教授 笠井昭次

1. 慶應出身の公認会計士第二次試験合格者は、平成3年度も108名の多きを数えた。これで17年間連続して出身大学別合格者数のトップを占めたことになる。したがって、業界において慶應出身者の占める位置は、きわめて重いと言わざるを得ない。しかし、翻って、慶應義塾の教育と合格者とのかかわりを考えると、必ずしも手放しで、喜んでばかりはいられないようである。

ダブルスクールという言葉が、この世界では既に市民権を得ているようであるが、しかし、それは、実態を必ずしも適切に表現しているとは思われない。正確なことは分からぬが、直観的にはダブルではなくむしろシングルなのではないだろうか。残念ながら大学が従という意味において。そうした風潮は、学部学生のみならず大学院修士課程の学生にも瀰漫している。もちろんこれは指導教授の方針等によるので一概には言えず、両立させるべく頑張っている院生もいるが、大学院の授業における議論についてゆけない不勉強な院生がいることも、残念ながら事実なのである。

このように大学・大学院を軽視し受験勉強のみに専念しなければ、第二次試験に合格できないとしたら、これは、大きな問題である。

2. 大学卒業生というレッテルが社会でそれなりの意味をもち得るとしたら、大学だけでしか形成し得ない何かを修得していかなければならぬであろう。その「何か」とは、一体何なのであ

ろうか。既成の知識の記憶であろうか。たしかに大学には豊富な知識が包蔵されており、その習得にも意味はある。しかしそのことだけであれば、むしろ受験予備校のほうが適しているとも言える。

既成の知識の伝授は、大学にとりいわば結果的付随的な機能にすぎないのではないか。本質的にはそうした既成の知識を素材にして、その歴史的成立ち、あるいは現時点での意義・限界等を探求することであろう。そして、その結果として知識の在り方を問い合わせ、知識の獲得の仕方を修得する点にこそ、大学の精髓があると思われる。そうであってこそ、激変する今日の経済秩序に即応した知識の創造が、可能になるのではないだろうか。

筆者は、院生時代に、恩師の故山岸忠恕先生から、フンボルトの「学び方を学ぶ」という名言を聞き、大きな感銘を受けたことがある。

大学のレーベン・デーテルとは、製品としての知識の伝授にではなく、自ら原材料から製品たる知識を生産する過程の修得にこそあるのである。

日本の伝統音楽を国際的な視野から考察されている小泉文夫教授は、次のような興味深い事例につき言及されている。すなわち、アメリカのある小学校において、子供たち全員が、エスキモーにつき言語・文化を含め衣食住全般にわたり幾日もかけて徹底的に勉強していた、という経験を披露されたうえで、「エスキモーのことをあれだけ勉強した子供達は、大人になって自分でインドの勉強をしようと思えば、学校ではインドのことをまったく習っていなくても、おそらく一人で充分にやれるはずです」(『日本音楽の再発見』講談社現代新書、130ページ)、と結論されている。

3. 現代日本はきわめて高度な技術に支えられて成立しているが、その技術の発展とはある意味でブラックボックス化の促進の過程と言えないでもない。

最近、飲料水を得ることが水道の蛇口を捻るという操作としか結び付かない子供が、増えているという。いわば自然現象的に水が得られるという理解しかなく、水源地から蛇口に至るまでのプロ

セスがすっぽり抜け、完全にブラックボックス化してしまっているわけである。これなども、技術の発展なるもののひとつの帰結であろう。

ところで、因果なことに、簿記・会計には、こうしたブラックボックス化の危険性が、本質的に付き纏っている。つまり一方では、それに準拠しさえすれば批判から免れ得る「企業会計原則」が、他方では、かのゲーテをして「人間の精神が考えだしたものなかで、一番すばらしいものの一つだ」とまで言わしめた複式簿記という用具が存在する。そのプロセスの論理に十分な理解がなくても、その約束さえ覚えてしまえば、何となく貸借対照表・損益計算書は、できあがってしまうのである。

本質的な意味での加法性の有無いかんによらず「企業会計原則」に従って測定値を付与しさえすれば、とにもかくにも加算することができる。損益計算書と貸借対照表とに本質的にみて振替関係があるとなかろうと、[損益勘定××、残高勘定××]と仕訳すれば、外形的には、振替を行なうことは可能なのである。

その意味では、会計(学)というのは、技術的制度的なものに強く規定され、ブラックボックス化への誘惑に常に曝されている領域なのである。

4. 今日、クルマはきわめて高度な技術的発展を遂げ、故障の心配は激減した。ハンドルを右に回せばクルマが右に回るという約束を覚え、それに習熟しさえすればよい。つまりクルマの内部構造は、ブラックボックス化してしまった。しかし、だからといって、教習所だけあればよいとは言えない。逆にごく簡単な故障ですら何もなし得ないドライバーが多くなっている現在、そうした故障の修理のためにも、さらには一層の改良のためにも、ブラックボックスの内部構造にかかわる整備工場は、かえってその重要性を増しているのである。

大学における簿記会計ひいては社会というブラックボックスの解説は、永い目で見て会計士業にとり必要なではないだろうか。

## 監査基準・準則改訂への参画 —企業会計審議会部会長体験から—



昭30経済卒 村 山 徳五郎

1. 世話を人の西野さんに急がされながら、これを書き上げたのは、多分12月の中旬であった。それから10日程後に、企業会計審議会第三部会がある。そこで「監査実施準則」改訂が終わる予定であるが、審議会のしきたりからいうと、部会での決定を以って審議会の決定とするので、企業会計審議会の名において即日公表されるはずである。周知のように既に昨年5月31日には、「監査基準」と「監査報告準則」が改訂され中間報告として公表されているのであるが、実施準則の改訂がすめば、「中間報告」がとれて、全面見直しの3点セットが揃うことになる。なお、後にも出てくるが、「中間財務諸表監査基準」についても、必要最小限の手を入れることになるので、それを加えれば、4点セットである。

決まり文句のように屢々言われている通り、今次改訂は、4分の1世紀ぶりの大改訂である。そこで、「改訂について」と題するいわゆる前文も、前回中間報告の時のような送り状風のものでは足りないので、今回は少し許り長文のものを用意している。未だ案の段階ではあるが、改訂の経緯を記述する部分は、次の如くである。

「本審議会は、平成元年3月の総会において、「監査基準」、「監査実施準則」及び「監査報告準則」の見直しを行うことを決議し、その第一段階として、平成元年5月11日、「監査実施準則」の一部を改訂した。この改訂は、相対的に危険性の高い財

務諸表項目に係る監査手続を充実強化することを目的としたものである。

次いで平成2年9月20日、日本公認会計士協会が中心となって取纏めた「監査基準・準則の見直しに関する検討結果」を踏まえて、「監査基準」、「監査実施準則」及び「監査報告準則」の全般的な見直しに着手し、その後、数次にわたる改訂試案等の公表と各方面からの意見聴取も含め、慎重に審議を重ねて来た。また、この間、「監査基準」及び「監査報告準則」については、本年3月31日に改訂の審議を終了し、中間報告として公表した。

本審議会は、今般、「監査実施準則」の改訂についても審議が終了したので、先に中間報告として公表した「監査基準」及び「監査報告準則」と併せて改訂し、公表することとした。

なお、今回の一連の改訂作業と併行して、「中間財務諸表監査基準」についても見直しを行ったが、この基準は、「中間財務諸表作成基準」と密接な関係を有するものであるので、その全般的な見直しは、「中間財務諸表作成基準」の見直しとともにに行うべきものと考えられるので、今回は「監査実施準則」及び「監査報告準則」の改訂に伴う一部の字句等の修正にとどめて改訂し、公表することとした。」

上の記述の冒頭にいう第一段階としての平成元年5月11日付「監査実施準則」の一部改訂が、昭和63年10月の公認会計士協会の監査第一委員会報告第50号「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」を直接の契機として行われたことは、広く知られる通りである。同報告はいう。

「最近の企業の役職者による財産上の不正行為（企業の財産の不正使用、企業の財産の着服、企業への債務の転嫁等）の中には、企業に与える損害額が巨額に上るものがあり、財務諸表に重大な影響を与えると推測されるものが散見された。」

2. ここに、『最近散見された』といっている昭和60年代初頭の不祥事を通して、われわれは必ずしも会社（またはその最高経営者）の意思によら

ない、高級役職者によるいわば私的な財産上の不正行為とその隠ぺい工作が、結果的に会社の財務諸表に重大な虚偽記載（粉飾）を招来することがあるのを知った。これは、わが国の監査人にとつて、それ迄は比較的稀な体験であった。監査第一委報告50号は、技術的には、「監査実施準則」の規定に拘わらず、「確認」に代替手続を認めず、原則として強制するというものであったが、結果として代替手続との選択を認める「準則」との間に、齟齬をもたらすものであった。

この齟齬は、少なくとも証取法監査における「準則」の役割を考えると、緊急に解決されなければならないものと認識された。これが、第一段階の「準則」一部改訂である。

ところが、「準則」の緊急改訂が発議されると、当然のこととして別の大問題が浮かび上がる。すなわち、「準則」の在り方自体がこれでよいのか、という問題である。例えば、こうである。監査第一委報告50号が、多少のぎくしゃくはあったにしても、比較的順調に「準則」を越えて成り立ちはれたのは、前回大改訂の昭和40年当時に比べて、監査実務と監査人の意識が格段に進歩していることを証するものにはかならない。

「通常の監査手続」に「借入金」はあっても「社債」や「転換社債」の項目がないにも拘わらず、実務はそれにさえ気付かぬままこれを処理してきている。つまり、少なくとも「準則」の「通常の監査手続」に就いて見るかぎり、実務に対する規範性と指導性においてかつてのような力がない。

これは誰の目にも明らかであった。

（なお、新準則をご覧いただければ一目瞭然であるが、「通常の監査手続」の削除が今次改訂のなかで最も目につく改訂である。）

3. 監査第一委報告50号が出された昭和63年は、西暦でいえば1988年で、この年、エクスペクション・ギャップ・スタンダードなどと呼ばれる米国の監査基準書SASが、集中的に相次いで公表された。かえりみると、わが国の監査基準・準則も、昭和40、41年の改訂以来、連結制度の導

入に伴なう追加的な改訂にあったものの、全体を見直す機会をもたぬまま4分の1世紀に近い時がたった。

この間の監査環境の大きな変化は、今更説く迄もない。この際、基準・準則の全体を見直して、現在と将来に通用するものを改めて考えてはどうか。平成元年「準則」一部改訂時の前文は、次のようにいう。

「本審議会は、今後、「監査基準」、「監査実施準則」及び「監査報告準則」の全般的な見直しについて検討することとしており、このため日本公認会計士協会が中心となって問題点の整理を行い、その結果を踏まえて審議を開始する予定である。」

4. 一年有余の後に、協会の検討結果を踏まえて審議は始った。

さきほども記したように、あと、部会の日を残して監査基準・準則全般見直しを課題とする第三部会長の任をおえる。議案の用意が概ね整った今は、取敢えず、ホッとしているところである。

3年許り前、この職を新井会長から仰せつかる話が出た当時、監査の領域に限っては、もうそろそろ、我々（公認会計士）が責任をもっていいのではないかという自負もあったので、気軽に引き受けてしまったが、日が経つに従って、その重さが身にこたえるようになった。

改めて云うまでもなく、第三部会長の職は、かつて岩田巖、佐藤孝一両教授らの大御所が占めた座であるから、軽いはずがない。

ホッとしたのと時を同じくして、これでよかつたのかという不安の念も頭をもたげる。

この「会報」が平成4年1月に出る頃から、新監査基準・準則の出来、不出来の議論がおこることであろう。今の私の立場は、それについては云わないが、40年改訂までの実施準則の改訂は、一つの枠組みのなかでの改善であったが、今度は枠組み自体が変ることになる。それで、後がうまくいくかどうかは、実は監査人の努力次第というところがある。それだけは言っておきたい。

注・筆者は、中央新光監査法人専務社員。

## ビッグシックスと監査法人②

—これまでの1年これから1年—



昭25経済卒 西 谷 誠一

① 前回の会報15号で、これから的一年での業界の注目点を次の通りいくつか挙げました。

・再編成の終わった世界のビッグ6は、もう合併の動きをやめて、内部結束の強化に志向するだろう。

・そういう見方からも、ただ一つのペンドイングマスターといわれているEYとメンバーファームの関係にある朝日新和会計社と太田昭和監査法人の合併の動きは注目さるべきであろう。

・日本での会計事務所再編成の波に乗れなかつたPWとAAが国内でどのような動きをするかも注目されよう。

以上の点を整理してみましょう。

第一の点は 恐らくそのような方向に行っているのでしょう。内部の問題は外側から覗いて知ることはできませんので、何の目新しい報道がないということは、各ビッグ6が内部志向であったことを示していることだと思います。全般的に世界ビッグ6は以上のようにですが、世界ビッグ6を中心的勢力であるUSビッグ6は、必ずしも静ひつを保ったわけではなかったようで、USでの不況の波をとともに喰ったようです。今回のUSでの不況は「ホワイトカラーリセッション」と呼ばれているように、金融業界、CPA業界・弁護士業界等をとともに襲ったようでした。そのため各ビッグ6は、従来長く続いていた二桁成長が終わりファームによってはパートナースタッフの整理が

話題になった所もあったようです。

第二の点は 後にも出て来ます日経金融新聞での連載記事「監査法人生き残り戦略一トップに聞く」の中で、朝日新和会計社の森田さんが「寡占につながるとの指摘があり中断している。……現時点では合併は考えていない。」太田昭和監査法人の矢沢会長が「内部には合併を強く推す者もいるが、規模（寡占）の問題もあり客観状勢は大変難しい。……」と述べているように、中断であるがその理由が寡占批判にあるのであれば、仲々実現は困難と見られます。

第三のPWとAAの日本での動きですが、AAの日本での監査部門であった英和監査法人は、昨年9月1日に井上齊藤監査法人と合併をして井上齊藤英和監査法人となりました。これにより合併当事者間に欠けていた国際業務と株式公開業務の相互補完が得られたものと見られています。

ところで日本のビッグ5がビッグ5と言われる理由は、日本のビッグビジネスであればほぼ対象になっている証取法監査会社が、上位4社で各400社超、5位のセンチュリー監査法人で300社弱という占有率の高さにあると言われています。このように見ますとこの合併が、合併後といえども証取会社数が余りに少く、日本のCPA業界に与える影響は、ここ数年行われた合併話と異り、大きなものとは見られないようです。

前記の「生き残り戦略」では、AA（その監査部門に近い井上齊藤英和監査法人）とPW（その監査部門である青山監査法人）の山内さん、蔵さんがそれぞれ、戦略を語っておりますが、このインタビューから、特に新しい動きは感じとれません。

このように見ますと前回に書いた1985年当時のPWとDHSの合併話から始まり、KPMG、E&Yの実現を見、DRTの成立と連ったビッグ8からのビッグ6へと日本のCPA業界を巻き込んだ世界会計士業界の大変動は、その後の一年を経て、余震も大きく続かず、少くとも再編という大変動劇は終わったのだという感を強くする一年だったと言えましょう。

② 激動の時代が終わったとはいえる、平穏に過ぎたかと言えば、やはり色々のことがあったと言わざるを得ないと思います。しかし、その色々を色わけしますと、CPA業界発展段階の差異と国の経済の発展とが、二重写しとなり米国では悪材料、日本では好材料が際立つ年であったようです。

主なできごとを私なりに捨い上げますと

- ・ラベンソール、アンド、ホワーズ会計事務所（以下、L&W）の破綻、・ホワイトカラーリセッションによる人員の整理。（以上米国）
- ・会計事務所のディスクロージャー漸く始まる。
- ・過熱する新人の争奪合戦。・監査基準、準則の改訂に前JICPA会長が中心的役割りを果す。（以上日本）。以上のとおりです。

③ L&W事件は、L&Wが1990年11月21日に連邦破産法チャプター11による会社更生の申請を行い倒産をし、会計事務所不倒の神話が崩された事件をいいます。

L&Wは、1915年設立されたホワーズ社と1923年設立されたラベンソール社が1967年合併をし、1972年L&W会計事務所に名称を変更しました。非常に強い拡大路線を採り1984年以降、実に65社の中小会計事務所を合併しました。

倒産前年の1989年の収入は3億4,520万米ドルでありますので、丁度日本のトップの会計事務所の2倍、全米で第7位ですが、ビッグ6の上位4社が夫々、約20億ドル、第6位のP.Wが12億ドルですから、ビッグ6とは相当の隔りがあります。

倒産の直接的契機は、監査にかかる訴訟の連続で巨額の裁判費用負担に耐え切れなくなったための「法務倒産」であるといわれておりますが、契機よりも全米を襲っている「ホワイトカラーリセッション」の影響が不倒と思われていたCPA業界に、もろにぶつかって来たと見るべきでしょう。詳しいことは、1990年12月25日商事法務「米国第7位の会計事務所の「法務倒産」と1991年6月JICPAジャーナル「ラベンソールーアンドーホワーズ会計事務所倒産について（中間報告）」をお読みいただければと思いますが両誌記載事項以後の状況としては、破産法廷から各パートナーに、

財産状況の提出命令が出ているようです。

前記の商事法務に「法務倒産」とあるように監査に関連する訴訟の頻発、そうであるが故の保険料の高騰と免責金額の高額化等まさに訴訟社会米国での出来事であるとは言え、日本に於ていつまでも現在のように訴訟が無に近いような状況が続くとは予想されません。CPAの組織が、社員の無限連帯責任である合名会社法理に基づくものであることが、合理的であるかどうか、を問い合わせる良い機会になったことは確かであると思われます。

米国に於ても、AICPAが有限責任会社の組織を許容する方向への倫理規定の改正を検討中であるとのことです。

④ ホワイトカラーリセッションをまとめて受けたと言われるUSビッグ6の'1990年の収入状況は、次の通りで、全体は嘗て無かった一桁成長にまで落ち込んでいます。

（単位百万ドル）

（シックス）	（1990）	（1989）	（増加率）
A A	2,281.7	1,994	14.4%
E & Y	2,239	2,195	2.0%
D & T	1,931	1,845	4.0%
P MM	1,827	1,772	3.1%
C & L	1,400	1,250	13.0%
P W	1,200	1,100	9.1%
（計）	10,878.7	10,156	7.1%

国際的国内的に合併を成功させた3社（E&Y、D&T、P MM）は、いづれも極端に低い成長にとどまり、合併不成功に終わった3社が今迄と同様の成長をしているのが特徴的です。

日本の方はどうでしょうか、1991.9.13の日経金融新聞に1991.3月期の上位7社の単体収入が記載されています。その前に1989.3月期の上位5社の収入が'1990.3.15の日経金融新聞に記載されていますので、その2期を比較してみましょう。

（法人名）	（1991.3）	（1989.3）	（増加率）
トーマツ	17,700	12,100	
朝日新和	15,200	9,700	
中央新光	14,000	11,900	

太田 昭和	12,000	10,400	
センチュリー	8,200	5,000	
(計)	67,100	49,100	36.7 %

注・単位百万円、1989中には日経の推定を含む。

前の米国の資料が1年であるので、比較上米国の2年間を記載すると次の通りです。

(シックス)	(1990)	(1988)	(増加率)
A A	2,281.7	1,710	
E & Y	2,239	2,017	
D & T	1,921	1,616	
P MM	1,827	1,640	
C & L	1,400	1,140	
P W	1,200	960	
(計)	10,868.7	9,083	19.6 %

以上の通りで、2年比較で見る日米のCPA業界の状況はだいぶ異っていることが判ります。

何年か前に日本経済新聞社が「会社の寿命」というベストセラーを発刊しました。会社というより産業の盛衰を語り、変化を読み取ることこそ経営の基本であることを実証的に研究したのですが、我々CPAの業界に於ても、業界が、創立期、未成熟発展期、成長期、成熟期のどこにあるかを見ておく必要があるようです。ホワイトカラーリセッションの影響をUSCPA業界がまともに受けたということは、USにおいては、既に業界が発展期を過ぎた成熟期にあるとも見られるからです。

⑤ 1990年6月、日本監査研究学会から「監査法人」という研究書が発行されました。監査法人もそれ自体が研究の対象となり、単行本が公刊される時代になったという感を強くした本でしたが、その中で「アメリカ監査制度発達史」「公認会計士—あるプロフェッショナル100年の闘いー」という米国の職業集団の実証的研究を発表された立命館大学の千代田教授は、「我が国CPA制度の中核たる監査法人は着実に進展している。然し、全体的に付“Developed”とはいいきれない“Developing”の段階にあるといえるだろう。」との意見を述べられています。私は90年12月のJICPAジャーナルで、そのご意見は最近の合併

を廻る戦略的行動が監査法人の経営を一気に近代化した点を見ていね、日本の監査法人は“Developedの初期段階”であると監査法人に身を置くものとして実感的意見を述べました。監査法人の経営にたずさわる者、監査法人のあり方を立法行政上考える立場などからは、厳密な発展段階の把握が必要でしょうが、ここではUSと異なり未だ発展の途上にあることの確認だけでよいと思います。

千代田教授と日本のCPA業界の発展段階を論ずることがJICPAジャーナルでの目的ではなく、私は日本のCPA業界もDevelopedの初期段階にあり、「監査法人」という書物も公刊されるような時代になったのだから、いたずらに殻に閉じ込もらずに他の国で行われている程度の監査法人の経営情報の公開をし、すべての面で公正な競争を行う基盤とすべきだと思って書いたのが90年12月号の「監査法人の経営情報公開のすすめ—社会的信頼性の維持と優秀な後進の確保のために—」でした。経営情報の公開といつても監査法人が一般投資家から資金を市場を通して調達しよう等ということはあり得ないですから、それほど詳細なディスクロージャーを必要とする事はない筈で、せめて収入、人員(パートナー、スタッフ別)、フィーの構成(監査…%， MAS…%， TAX…%)等、経済先進国・会計先進国で行われている程度のものをいう趣旨でした。

この呼びかけがあったからかどうかは判りません。恐らく時代の趨勢であったと考えた方が良いと思います。日経金融新聞(1991.9.11-1991.9.22) INTERNATIONAL ACCOUNTING BULLETIN (1991.9.10) 週刊ダイヤモンド(1991.6.1)などに記載された監査法人の経営情報は今迄になく貴重なものと言えます。整理をして掲げますと次頁の別表のようになります。

私も現役ではありますので、ここに出てる指標の読みとりは控えさせていただきますが、お推めすることは、この表を見ながら日経金融新聞の9月11日から9月22日迄の前に書いた連載記事「監査法人の生き残り戦略を聞く、一」での各監

別表 監査法人の経営指標（日本の7社）

法 人 名	A 収 入 (法人単体)	B 人 員	C 連結収入	D 連結収入構成			E 証 取 会社数	F 東証上場 会 社	G 左の会社 の総利益 の 比 率	H 公開会社数 ('87-'91.5)
				監査	TAX	MAS				
トーマツ	百万円 17,700	人 1,800	百万円 21,071	% 75.5	% 4.0	% 20.5	487	社 232	% 15.14	社 138
朝日新和	15,200	1,500	15,200	100 / 0 / 0			474	201	13.79	57
中央新光	14,000	1,500	NA	NA			569	232	14.54	83
太田昭和	12,900	1,200	NA	80 / 10 / 10			412	202	21.89	53
センチュリー	8,200	800	NA	75 / 19 / 6			275	126	8.81	31
青山	4,800	450	8,400	61 / 16 / 23			?	12	1.80	?
井上齊藤和英	3,600	250	13,442	20 / 12 / 68			?	?	?	?

注 出所・A, Bは日経金融新聞'91.9.11～'91.9.22 C,DはINTERNATIONAL ACCOUNTING BULLETIN '91.9.10 E,Hは週刊ダイヤモンド'91.6.1, F,Gは小関勇「わが国監査法人の実証的研究」Fの実数は%を実数に計算し直したもの。

査法人（7法人）の責任者のインタビュー記事をお読みになることです。表がある無じにより記事内容、つまり、各法人の性格なり戦略なりの理解の深さが違う筈です。

#### ⑥ 次の話題のリクルートに移りましょう。

「過熱する『金の卵』争奪戦」、日本経済新聞10月28日の公認会計士業界に関する記事のヘッドラインです。

91年もまた、二次試験合格者についての監査法人間のリクルート合戦は熾烈を極めたようで、記事によりますと「7月26日、公認会計士試験が終ったその瞬間から、採用を巡る泥仕合が本格化した。ある大手監査法人の場合、合格発表を待つ受験生に接触、その時点で入所を決めた場合には「支度金」を支給した。金額は15万～20万円、もし発表に名前がなく不合格になっても返す必要はない。」というところまでエスカレートしたようです。

私達の世代が二次試験に合格した頃のCPA業界は監査法人が未だ制度化されておらず、二次試験の合格者は個人事務所を営む先輩の先生の見習いとして徒弟として入所しました。監査法人ができ、商法の改正などにより監査範囲が拡がったとはいえ、監査法人が「経営体」として成り立つには時間がかかりました。その当時若い職員の人達がよく口にしていたのが、私達の法人が総合商社をClientとしていたこともあり「せめて、商社に

近い給与を。」ということでした。その時代、監査法人職員のサラリーマン化をもって批判の理由にした論調も多く目にしました。

昭和50年頃から業界を巡る環境が大きく変わり始めました。日本企業の資金調達のシステムが、国内間接金融一辺倒から、国内における直接金融比率の拡大、調達の国際化となり、一気に公認会計士制度が経済社会にビルトインされ、さらに今、公正化を求める世界の風潮のさ中にあって制度への期待が高まっています。

リクルートも、このような社会的要請の高まりの中で始まった「争奪戦」、それに附随した初任給の高騰であり、フェアな「争奪戦」であれば競争こそ発展の基礎と割り切って然るべきだと思います。それであっても伝えられる「渡し切り支度金」は知的職業界で許されるべき発想ではないと言わざるを得ません。

そうではなく、経営情報公開を機に、業界、特にリーディングファームの現状—高い初任給、社員就任年令、その報酬、国内外での業務の内容—を、各々のリーディングファームの特長や戦略に素直に語りかけるべきでしょう。業界外の人から泥仕合といわれる愚を犯すべきではありません。

経済情勢厳しきおり、来年は更に明るい業界記を書けることを祈ります。

注・筆者はトーマツ監査法人専務代表社員。

# 監査委員と地方自治体の監査

## 一 公認会計士の監査委員への登用



昭26経済卒 向山清志

I 監査委員は昭和22年、地方自治法の制定により設置され、その定数は、都道府県・人口25万人以上の市では4人、その他の市では3人又は2人、町村では2人又は1人となっている。

その選任については、議員のうちから選任される委員を、定数4人の場合は2人又は1人、定数3人以内の場合は1人とする。その任期は議員以外から選任される委員は4年となっており、監査委員の給与は各自治体の条例で定められている。

平成3年4月、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布・施行されているが、そのうち監査委員制度に係る改正の内容は次の通りである。

### (1) 監査委員の資格要件の改正

議員以外の者から選任される監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であること。（196条第1項）

### (2) 監査委員の職務権限の拡大

#### ① 一般行政事務に関する監査

監査委員は必要があるときは、自治体の執行及び自治体の執行機関の権限に属する機関委任事務について監査することができる。（199条2項）

#### ② 公の施設の管理受託者に対する監査

公の施設の管理を受託している団体の出納その他の事務について監査ができる。（199条7項）

#### ③ 議会の監査請求に基づく監査委員の監査

自治体の議会は、地方公共団体の執行機関の権

限に属する機関委任事務について検閲・検査を行い、監査委員に対して監査請求が出来る。（98条）

### (3) 自治体OBの選任の制限

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である自治体にあっては、その1人以上は選任前5年間において、当該自治体の職員ではなかった者でなければならない。（196条2項）

### (4) 監査委員の常勤化

都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから、選任される監査委員のうち1人以上は、常勤者であること。（196条）

### (5) 監査委員の服務・懲戒に関する規定

監査委員の身分・取り扱い（服務・罷免）について、新たに規定が整備された。（197条の2）

### (6) 監査委員の合議制の拡大

監査の結果に関する報告又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされた。（75条4項・199条11項・233条4項）

以上の自治法改正で主な問題点は2つであろう。

① 監査委員の職務の拡大で、従来行っていた自治体の財務監査に加えて、所謂、自治体の行政監査を必要に応じて実施しなければならないことで、その行政監査の範囲・内容等については、事前に新たなる視点から、検討される必要があろう。

② 監査委員の常勤化をめぐる問題が改めて提起されたが、これに關聯する法規制としては地方公務員法・公認会計士法・税理士法が考えられる。

II 地方公務員法では、第4条2項で「この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない」旨の規定がある。この外、第201条の監査委員への準用規定をみても、公認会計士は常勤監査委員となること、換言すれば兼職が出来ると考えられる一方で、税理士法の規定は同第43条で、報酬のある公職についた場合の業務停止規定があるのである。

① 報酬のある公職とは、国会又は地方公共団体の議員の職及び非常勤の職を除く他のすべての報酬のある公職である。これらに該当する者は税理

士へ登録を受ける前に、報酬のある公職についている時は、税理士となる資格があっても、登録は拒否される。登録を受けた後に常勤の報酬のある公職についていた場合は、その職にある間は税理士業務を行うことが出来ないのである。

実際上の手続としては税理士会に記載事項の変更届を提出し、税理士証票を返還する。然し業務停止であるので税理士称号は使用できる。税理士会員としての会費の納付義務は残ると考えられる。

然しながら、公認会計士法においては、上記の如き直接の規定はなく、税理士業務を行っていない公認会計士は、税理士法の適用を受けないので、

「報酬のある公職」についても、公認会計士法上の、欠格事由とはならない。

特別職である常勤の監査委員となるには、この点で、公認会計士法の登録規定と税理士法の登録規定との間には、現状では相違が見られる。公認会計士は、当然に、税理士資格を有するが、税理士に公認会計士資格がない現状に於ては、今後共、公認会計士法第4条7号・税理士法第43条を含め検討されるべき問題が残されている。(当然ながら地方公共団体一般職は地方公務員法第35条の職務専念義務規定で、公認会計士業務は行えない。)

② 現在、全国3230近く存する自治体に於て、公認会計士が監査委員として登用されている数は50人を超える、東京・近畿の2地域会に集中している現状で、東京会所属の会員は31人が活躍している。

現在は、公認会計士である監査委員の内、常勤は1人もいないが、今後常勤者となる会員も出よう。

昨年の地方自治体の改正を契機として、全国自治体に於て、公認会計士資格者の監査委員登用は愈々増加するものと考えられるので、協会本部・各地域会は、前向きにPR活動が望まれる。

自治体監査を充実すべく、協会の公会計特別委員会では、第2小委員会(徳江委員長)が発足、専門委員として参加した私は、自治体監査の問題点、例えば、自治体監査の監査基準の制定・自治体会計の整備・監査報告書の制定・行政監査のあり方・監査委員の報酬の低額等の多さに僻易している。今後の審議結果に期待するところが極めて大きい。

注・筆者は日本公認会計士協会東京会常任幹事。

東京都杉並区監査委員。

## 公認会計士の非営利法人監査

### — 非営利法人監査での協会活動等 —



昭37経済卒 住田光生

現在、日本公認会計士協会の常務理事として、非営利法人会計・監査業務を担当しており、本稿に於ては、これらについての調査研究を行なっている学校法人委員会・公益法人委員会・公会計委員会の三つの委員会の最近に於ける活動状況をご報告することとした。

#### ●学校法人委員会の活動について●

① 学校法人監査は、制度化され既に20数年を経ており、この間に日本公認会計士協会学校法人委員会の果した役割は大なるものであったと自負致しております。前々年は基本金、特に恒常的に保持する資金の額をめぐり若干の不備事項がみられ、それは正改善のために学校法人委員会に於てチェックリスト等を作成し会員報、研修会或いは審理課における指導を通じ会員への周知徹底を行った結果、この面における改善が充分になされたものと思われます。又平成2年度からは、協会審理課で文部大臣所轄学校法人約590校の計算書類を総てチェックをするという方針に基づき、主に幼稚園を中心とする知事所轄学校法人 約4300校の計算書類のチェックは、各地域会で学校法人計算書類審査会を設置して行なうという事となりました。学校法人委員会報告としては、学校法人会計問答集Q&A第11号・学校法人の土地信託の会計処理についてが、昨年7月9日に報告されました。

(JICPAジャナル1991年10月号参照) これは将来、学校法人が、校地等を土地信託により有効利用をする事が考えられる、に鑑みての会計処理の指針です。

本報告の骨子は、土地信託の会計処理について企業会計の実務面に於ては、総額方式の外、純額方式が考えられますが、最近の会計慣行では総額方式が原則的な取扱いになっているため、本報告も総額方式により会計処理を行うこととしている点であります。又、本年早々、委員会報告として学校法人における確認手続が公表される予定となっていますが、これについては、既に昨年2月会員報No.97により、学校法人監査においても、平成3年度（平成4年3月31日終了会計年度）から、学校法人における相対的に危険性の高い項目について、確認を行なう事が約されております。

#### ●公益法人委員会の活動について●

② 公益法人委員会の活動状況ですが、公益法人委員会の扱う分野は、大変に幅広く多岐にわたっており、最近では医療法人・労働組合監査の監査上の取扱についての検討が行われ、各委員会報告が公表されています。特に医療法人における外部監査については、平成2年3月1日厚生省健康政策局長により、医療法人運営管理指導要綱が発せられ、又、一人医師医療法人を除く医療法人の監査については、公認会計士・監査法人による外部監査が行われることが望ましいとされました。

公益法人委員会ではこの趣旨に鑑み、昨年3月26日同委員会報告第14号～16号として「医療法人監査に係る監査上の当面の取扱いについて・医療法人における監査報告書の文例について・医療法人監査手続一覧表」を公表しました。（JICPAジャーナル1991年5月号参照）然しながらこれら委員会報告は、一つの手続を定めたに過ぎず、医療法人監査対象（法人数約5千）を推進していくには不充分であり、そのため本年度委員会では、厚生省当局と連絡を密にして医療法人の実態把握を図ると共に、準拠すべき病院会計準則の見直し、医療法人監査を推進するために、医療法人の側からみた監査を、受け入れやすい体制にするための内部統制組織の確立等を、どのようにしたらよいか、医療法人を指導するための諸施策を、積極的に検討してみたいと思っております。

#### ●労働組合監査について●

③ 昨年11月の理事会に於て、かねて懸案の労働

組合監査の監査上の取扱いが、労働組合監査手続一覧表及び労働組合監査報告書の文例とともに報告・承認されております。

何れに致しましても、公益法人の分野に於いては今後益々、公認会計士が携わる業務の拡大が期待され、特にある一定規模以上の社団・財團の公益法人に関しては、公認会計士による監査が制度化されることが、時代の要望であると云っても決して過言ではないと思います。

#### ●公会計特別委員会の活動について●

④ 国内及び諸外国の公会計制度及び公会計監査制度の調査研究並びにあるべき公会計原則及び公会計監査基準を検討している公会計特別委員会では、同委員会研究報告第1号として、我が国と諸外国の公会計制度の国際比較についてを公表しました。（JICPAジャーナル1991年12月号参照）。社会の経済行為の半分は、公部門（パブリック・セクター）に於てなされており、公認会計士にとり、将来、このパブリック・セクターへの進出は、大いに期待されている。我が国では地方自治体の監査委員に、公認会計士が順次登用されていますが、同委員会では、この監査委員の監査基準についても、協会会員による監査委員連絡協議会の意見をも、参考にし、検討を開始しているところです。

#### ●非営利法人監査の重要性について●

⑤ 以上、日本公認会計士協会における学校法人・公益・公会計のいわゆる非営利法人の会計・監査業務に関する調査研究を行う3委員会の最近の活動状況を記しました。これから社会は、公正公平を基調とした自由な人間性尊重の社会を指向することは確実であり、凡ゆる分野に於て公益に資する様々な施策が行なわれるものと思われます。

このような意味に於て、将来、公認会計士の行う業務の中で、非営利法人に関する会計・監査業務が愈々増加し、重要性を帯びると共に、社会の高い評価を得るものと信じ、これら各業務の益々の発展を期待し、各委員会活動を更に活発なものにしていきたいと思っています。

注：筆者は、日本公認会計士協会常務理事。

## 公認会計士監査と監査役監査 —監査に対する社会的期待の再考—

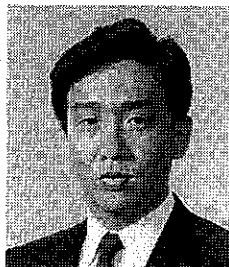
昭49経済卒 高木 勇三

昭和40年代後半を上回る過剰流動性を背景にした我国のバブル経済は、日本銀行による平成元年暮れの公定歩合の引き上げと、それを受けた大蔵省による平成2年春からの金融機関に対する土地融資規制により簡単に弾け飛んでしまったが、その“バブル劇”のエピローグとして登場したのが『住友銀行・イトマン事件』、『証券会社による巨額の損失補填』、『東急電鉄株問題(野村証券)』、『尾上ヌイ事件(日本興業銀行ほか)』などの、いわゆる証券・金融問題である。

これらの問題において我国のジャーナリズムはバブル経済の膨張に積極的に荷担した金融機関および証券会社の経営姿勢を強く批判し、あわせて大蔵省に対しても監督官庁としての責任を問題としたが、株式会社の監査機能を担う監査役ならびに公認会計士については、幸か不幸か殆ど話題とする事はなかった。

本来であるならば、マネジメントに対する業務監査機能を果たす事を責とする監査役に対して、強く批判の声が上がったとしても不思議は無かったところである。

また、十余年前のロッキード事件、KDD事件の際に総理大臣諮問機関より出された報告に見られるような『公認会計士監査の一層の充実等投資



者保護の観点から監視機能の強化を図る』と言うような、我々に対する批判的な声が上がったとしても、不思議は無かったところである。

確かに、監査役に関しては、法律上はともかく、実態はマネジメントサイドからの『任命』によりその職についており、そのため、マネジメントに対する業務監査機能を十分には果たし難いと社会が判断していることから、批判の声が上がらなかつたと解する事はできる。

また、公認会計士に関しては、この十余年の間に『会計監査』の担う機能と限界とを社会が理解するようになったから、一連の証券・金融問題の中で公認会計士に対する批判や要望の声が上がらなかつたと解する事は可能であるが、果たして公認会計士として、そのように受けとめて良いのであろうか。

我国より遙かに監査制度が定着しているといえる米国においては、『会計監査』の意義が一般に充分には理解されておらず、また、我々の認識以上のものが公認会計士監査に対して期待されている事は、1978年に出された『コーベン委員会報告』によっても明かである。

いわんや、制度として漸く40年を経たばかりの我国において、会計監査制度の機能と限界とが、社会一般に的確に理解されているとはいい難い。

従って今回の一連の問題の中で、社会一般より我々公認会計士に対し、ロッキード事件の頃のような批判的な声が上がったとしても、一向に不思議は無かったところである。

もちろん、監査基準に基づいて行われている現行の我々の会計監査においては、そのような批判・要望に十分応える事は叶わないものである。

我々の行っている会計監査業務の目的は、一定

## 社中交歓

の測定期間内における企業の経営活動が財務諸表あるいは計算書類の上に、数値として的確に反映されているか否かについて、の意見を述べることにあり、そしてそのための手続きは、試査を前提としている。

手続きが試査に基づくものであるが故に、そこに自ずと機能としての限界があり、また経営者の行動そのものを批判することは、我々の目的とされているところではない。しかし、それは『監査論』を学んだ我々サイドからの主張であり、社会一般がそのように解しているとは到底思い難い。

そのように考えてみた時、今回の一連の問題の中で我々に対する批判・要望の声が上がらなかつた事は、社会の我々に対する理解・無理解と言つた事からではなく、もしかすると社会一般が、我々に対して殆ど期待を抱いていないからではないかとも思われる。

我国の公認会計士制度も、6年後の平成10年に50周年を迎えるまでになり、実際の業務におけるクライアントとの接触の中で、我々の制度も、漸く定着したという感はある。しかし、我々の業務は、本当に我国社会に根付いているのであろうか。

また我々が監査業務において目的としているところは、社会一般が我々に期待しているところと合致しているのであろうか。

社会的期待に応えられないような制度の発展は到底望み得べくもないものである。

我々は我々自身の機能を正確に社会に知らしめる努力を行うと共に、如何にして社会一般の期待に応えるかという観点から、今一度、我々公認会計士自身の業務を真摯に、見直すべき時ではないかと考える。

注：筆者は中央新光監査法人代表社員。

## 大手監査法人の証取監査業務

### —証取法監査と監査業務の体験談—

昭42経済卒 丸山邦彦

1. バブル経済の崩壊で明らかになった証券不祥事などを機に、公正で透明な証券市場の確立が求められている。

こうした中で、証券取引法監査に対する期待が高まってきている。

証取法におけるディスクロージャーは、有価証券の含み損益やセグメント情報の公開がすでに実施され、平成4年の3月決算期からは、関連当事者間取引の開示が始まる等、逐次強化されている。

監査基準・監査準則も四半世紀ぶりに、全面的に、改訂されるに至っている。

一方、昨年3月には、一審とは言え、公認会計士監査をめぐって、日本で初めて、監査法人に損害賠償が命ぜられた。

また、平成2年末には、訴訟がもとで、アメリカの中堅事務所が倒産している。

監査業務は、企業の経理のコンピュータ化や国際化が急進展する中で、ますます複雑化、高度化してきている。

こうした情勢の下で、現在最も重要なことは、監査業務のクオリティコントロールの充実強化であると思われる。

2. 監査業務はクライアントごとに組成された監査チームにより実施される。

監査チームは、関与社員、主査及び監査補助者



# 社中交歓

により構成されている。

関与社員は、監査チームを統括し、監査全般を指導監督し、監査意見を形成する。

主査は、関与社員の指示を受けて監査チームを掌握し、監査の現場作業を指揮する。

監査補助者は、主査の指示の下に、監査手続きを実施していく。

## 3. 監査業務は、監査計画書の作成から始まる。

関与社員は、当年度の監査計画の大要を定め、主査に指示する。

主査は、その指示に基づき、監査計画書を作成し、関与社員の承認を得たのち、その内容を監査補助者に伝達する。

監査計画書は、当年度の監査方針を明確にするための基本計画書と、それを実行に移すための実施計画書とから構成される。

基本計画書は、企業環境の動向及び過年度監査の結果等を考慮して作成され、監査日数、重点監査項目、往査事業所の選定等の方針が明確にされる。

この基本計画書に基づき実施計画書として、日程計画表及び科目等分担表が作成される。

日程計画表は、半期ごとに事前に作成され、往査事業所、往査期間、監査従事者等が決定される。

科目等分担表は、監査の実施に際して、往査事業所別に作成される。

4. 監査手続は、技能、経験、知識等に応じて、関与社員、主査及び監査補助者が分担し、クライアント別の監査手続書に基づき実施され、実施した監査手続及び結果は、監査調書に記録される。

監査担当者は、問題点等を発見した場合には、メモを作成し、関与社員に報告する。

関与社員は、問題点等のうち、必要と認めたも

のについては、クライアントに対して適時、助言及び勧告を行う。

問題点等は長文式監査報告書にまとめられる。

慎重に対処すべき問題については、専門部署と協議し意見を求め、必要な場合には、事前審査を受ける。

EDPシステム監査を必要とする場合には、システム監査部門の援助を得て実施している。

関与社員及び主査は、監査実施期間中、適時に監査調書のレビューを行う。

財務諸表項目の監査の実施に当っては、偶発債務や係争中の訴訟等の有無、あるいは後発事象の有無を確かめるために、質問書が使用される。

クライアントの作成した財務諸表等については、各種の財務諸表等表示チェックリストを用いて、検討している。

他社事例等を調査したい場合には、法人内のデータベースを利用する。

5. 関与社員は、監査チームとしての監査意見を形成するが、その表明に当っては、信頼性を確保するために、所定の審査資料を作成して、審査を受けるのである。

なお、対象会社を選定し、直接、監査を実施した以外の者が、監査調書をレビューし、監査手続が適切かつ効率的に、実施されているかどうかを評価している。

6. 以上が、われわれ大監査法人が実施している証取監査業務の概況である。

今後さらに、公認会計士監査におけるクオリティコントロールを充実させて、証取法監査に対する社会一般の期待の高まりに応える責務があると考えている。

注・筆者は、監査法人朝日新和会計社代表社員。

# 社中交歓

## 公認会計士監査と法人税法等 —公認会計士監査と税法の体験談—

昭46経済卒 塚原雅人

1. バブル経済の崩壊・  
景気減速で91年度の國  
の税収は当初予算を3  
兆円弱下回り、82年度  
以来、9年振りの大輻  
な税収不足になるのが  
確実となったとの新聞  
報道があった。これは土地・株式ブームを背景に、  
これ迄堅調だった法人税・有価証券取引税・印紙  
収入等が、軒並みに大幅に、落ち込むためとのこ  
とである。今日、私ども公認会計士は、日常の監  
査業務の中で、以上の国税の外、地方税・更には  
海外税制とも関わりをもって、仕事を進めてきて  
おり、以下において、公認会計士監査における税  
法との関わりの概要を説明してみたい。

2. 私は公認会計士第二次試験合格以来、監査法  
人に所属し、証券取引法や商法に準拠した法定監  
査、公益法人・学校法人等の非営利法人監査、企  
業買収のための特別調査等を担当してきている。

公認会計士業界に入って初めて触れた税法は、  
実務補習所の講座で聞いた法人税法であった。

実務補習所では法人税法の全般的な体系を学ぶ  
ためその範囲は、納税義務と課税所得から始まっ  
て、税額計算に至る迄の網羅的なものであった。

実務補習を終えて、3年目に挑戦した第三次試  
験の税法では、圧縮記帳、引当金等の法人税基本  
通達の細かい内容を問う個別問題であった。この  
ため少なくとも法人税に関しては、理論上、可成り



幅広くかつ深く勉強させられた記憶があるが、実  
務では、さらに該博な知識と経験が要求された。

第三次試験に合格し、小規模会社の主査として  
関与会社を任せられる様になると、決算期におい  
て会社が処理する未払法人税・住民税・未払事業  
税等々の計上額の妥当性を検討する手続を担当した。  
法人税申告書の個々の加減算項目・税額控除  
を対象として、申告書別表の内容を検討し、加減  
算項目と会計処理の関わりを確認した。

また、監査法人内部の審査部門に提出する審査  
依頼書の中に、会社の税額計算、課税所得の加減  
算項目の説明書があり、その説明書に記載した内  
容について、審査委員の先生方から厳しい質問を  
受けることもあった。

連結財務諸表の作成の時に、税効果会計を採用  
している会社の場合には、法人税率等の税率の変  
化によって連結損益が増減するのであるが、この  
法人税率の過去の推移を見てみると、日本では、  
その時の財政事情等によって随分と税率が上下し  
ていることに気づくのであった。

3. きわめて多くの会社の決算期が集中している  
中で、期末の決算監査が実施され、短時日のうち  
に終了しなければならない。

この間に、取引記録と財務諸表項目の全ての項  
目の検証手続が行われる。

そして決算期後、2~3年を経ずして、国税局  
等の税務調査が行われるのが通例であり、国税サ  
イドの観点から、会社の会計処理全般の妥当性が  
検証され、種々の項目について、その是否認の判  
定がなされるのである。

税務調査の結果、会社は修正申告書を提出した  
り、更正の通知を受けたりする。その否認項目の  
中には、会計と税務の見解の相違から否認される

ものも多いのであるが、期間帰属等について、会社の会計処理自体のミスが指摘され、否認されることもあるのである。

監査の過程で発見された種々の改善を要する点については、その都度、また監査終了時点で、会社と討議がなされ、改善提案報告書としてまとめられているのであるが、その中で会計監査人が指摘している項目については、ともかくとして、全く触れていない項目について否認があった場合には、金額の多寡の問題もあるが、監査手続の適用について再検討する場合もあるのである。

4. 関与会社の国際化に伴い、海外各国の税法に準拠しながら、最も有利な税務戦略を展開することも我々の仕事の一つとなっている。このため、国際的ネットワークを利用して、各種のサービスを提供している。①海外取引に関する税務、租税条約に関するアドバイス、②多国籍企業のグローバルな税負担を最少にするための企業組織の構築、③国際的な合併・買収に関する税務サービス、④外国の税制、特定取引に関する税務上の取扱いについての調査、⑤各国の税務報告書等の法定書類の作成サービス等である。

5. 事業承継対策、相続税対策を中心とするタックスプランニングの業務も著しく増加してきており、最近では、資産税にも精通することが必要となってきている。

さらに公認会計士が業務を進めていく上では、これまで述べてきた租税の他、消費税、事業税、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税、印紙税、有価証券取引税及び地価税等々租税全般に亘って、今後共、幅広く知識を蓄くわえておく必要があろう。

注・筆者は、太田昭和監査法人代表社員。

## 公認会計士MAS業務の課題 —監査法人MAS業務の現況から—

昭34経済卒 米 谷 齊

### 1. 直面する課題

昭和52年6月、故中山諭先生のコーディネーターによる「第一回MAS(Management Advisory Services)業務訪米視察団」がア



メリカのMASの現況調査を行ってから、早くも15年近くが経過した。「MAS」という言葉を我が国に正式に導入したのも、その時の成果であった。そして、昨年12月、MAS日米比較の研究調査を目的に、日本公認会計士協会経営研究調査会の主催によるMASアメリカ視察団が派遣された。

MASに関し、我々がいまアメリカから学ぶべきものは何か。改めて、考えてみる必要があろう。

なぜなら、この間、日本における公認会計士のMASが飛躍的に発展したとはとても思えないからである。上記経営研究調査会委員の上層部は、依然としてベテランが占めており、フレッシュマンの参加による新陳代謝は、遅々として進まない。このことは、公認会計士のうちMAS業務に携わる者の裾野の広がりが、いまもって十分でないことを意味する。そのなかで、業界をリードすべき大監査法人MAS部門のレベルにも質、量ともにかなりの差がみられることに問題がある。

### 2. 総合病院としての大監査法人

そもそも、大監査法人の使命は、総合病院のようなものである。クライアントのあらゆるニーズ

# 社中交歓

に応える体制の確立が必要である。

現在、大監査法人のMAS部門の形態は、MASを監査法人の内部に取り込んでいるもの、あるいはMAS専門の別会社を設立しているもの等さまざまである。しかし、その多様な形態のなかにも、当然、監査法人としての明確な事業戦略に基づくMAS部門の位置づけがなければならない。

## 3. 監査とMASは水と油の関係

もともと、監査業務とMASは、水と油のように異質なものであり、次に掲げるような決定的な質の違いがみられる。

- ・監査人とコンサルタントでは、それぞれ個人の適性（Competence）が異なる。
- ・MASのスタッフには公認会計士以外の人々が加わることもあり、監査部門とは、トレーニングの内容とニーズが自ずと異なる。
- ・両者のマーケット・ニーズが異なる。
- ・両者のマーケット成長力が異なるため、本来、それに対する戦略が異なる。
- ・MAS、特にコンピュータ活用のコンサルティングには、先行投資が不可欠である。
- ・報酬体系が異なる。

したがって、公認会計士という資格をもち、監査のベテランであるからといって、MASもできると思い込むのは、大いなる錯覚である。

## 4. MASの展開段階に生じる問題

MASの揺籃期においては、MASはまだ監査部門の完全な支配下にある。したがって、業務の主流は、監査のクライアントにたいする財務関連あるいは、監査の先兵として監査周辺業務に対するサービスに限られる。この段階までは、監査もやればMASもやるという二足の草鞋を履く器用貧乏な人間でもなんとかやっていける。

これが、次の成長期に入ると、MAS部門は、かなり力をつけ、その成長力と収益力を武器に、監査のクライアントを超えてサービス範囲を拡大する。この段階になると、伝統的な監査カルチャーと新興のMASカルチャーとをめぐる熾烈な葛藤が生まれる。これについては、アメリカに先例がある。

「The Big Eight」や「The Accounting Wars」で日本でもお馴染みのMark Stevensの最近作「The Big Six」（邦訳はまだない）には、監査部門とMAS部門の葛藤について、少々オーバーと思える次のような記述がみられる。

「大会計事務所は、経営が下手である。監査部門の人達による事務所運営は、不器用な官僚主義により行われている。彼らは、長期間にわたる最低限度の報酬水準に安住することに慣れ親しんでおり、変化を望まない。この性癖が監査とコンサルティングのエスカレートするがみ合いに対し、火に油を注ぐ結果となった。」

## 5. 自治権をもつ複合組織の確立

このような苦難の時期を経て、アメリカのビッグ・シックスは、新しい道をみいだした。

再び、先のMark Stevensの著書から引用しよう。「ビッグ6は、既に『会計事務所』を超えていることは、紛れもない事実である。ある意味で、その実態は持株会社であり、全国的なブランド名で仕事をする、監査部門、MAS部門等のそれが自治権をもつサービス事業の複合体である。」

このことは、我が国の大監査法人が眞のプロフェッショナル集団として、その総合力を発揮するためには、まず監査とMASの棲み分けをきっちりと決める必要があることを示唆している。

注・筆者は、センチュリー監査法人代表社員。

## 公認会計士三田会の有資格者の現況(平成3年10月末現在)

昭22経済卒 西野清



### I 公認会計士・会計士補の全国版・現況

#### (1) 公認会計士・有資格者数(3.10.31)

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	8,556	523	8,033
② 特別試験	1,042	527	515
③ 特例試験	1,204	442	762
合計	10,802	1,492	9,310

#### (2) 会計士補・有資格者数(3.10.31)

① 2次試験合格者総数	11,723
② 2次→3次合格者外	8,832
③ 2次試験合格者現在数	2,891

#### (3) 日本公認会計士協会・登録者数(3.10.31)

① 公認会計士・有資格者総数	10,802
死去・未登録者数等(一)	1,651
公認会計士・登録者現在数	9,151
② 会計士補・有資格者現在数	2,891
死去・未登録者数等(一)	161
会計士補・登録者現在数	2,730
(内)協会入会・準会員数	2,535
③ 監査法人・登録現在数	118
監査法人・公認会計士数	4,296

### II 慶應義塾出身者数・増加推移の現況

#### (1) 慶應義塾出身・協会会員、準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身者	%
・公認会計士会員数	9,151	973	10.6
・会計士補・準会員数	2,535	416	16.4
合計	11,686	1,389	11.9

#### (2) 慶應義塾出身者数・増加の新記録続行

- ① 平成3年度において、公認会計士は別表の如く新たに79名(元年度は57名)が登録。また会計士補は新たに108名(昨年は110名)が合格。
- ② 公認会計士登録の総累計は1,017名に達し、会計士補の登録数の430名を加算すると、両者の登録記録数は1,447名で、1,400名の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士44名、会計士補14名。
- ・上記により現存の公認会計士は973名、会計士補416名。合計数で1,389名が登録されている。
- ③ 平成3年度、第二次試験合格者数の108名(別表VII)の内、86名が登録して準会員。未登録の22名を加え108名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、Vの表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て、他の有名大学を抑え、群を抜きその増加数で引続き17年連続トップの座を独占し続けている。

特に巻頭言にて、石川塾長より指摘された通り平成元年よりは、3年間連続して、三桁の合格者を出した実績を更に引き継ぎ維持し続け、他の大学の追随を許さぬ快記録圧勝の流れを是非次の世代へと引き継いでゆきたい。

受験を志す塾生諸君の、更なる努力を基軸にして、有終の実が引き継ぎ達成出来るよう、その環境、条件造りに、関係各位の協力を切望してやまない。

- ④ 公認会計士の登録抹消会員1名。

金子 定男(3214) 大14経卒

III 慶應義塾出身・公認会計士・会計士補・年次別合計一覧表

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	塾出身	全国数	同全体数	塾出身	全国数	同全体数	塾出身	全国数	同全体数
52/8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53/12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54/9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55/6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56/10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57/10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58/10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59/10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60/10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61/10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62/10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%
63/10月	791	8,240	9.6%	289	1,846	15.7%	1,080	10,086	10.7%
1/10月	840	8,475	9.9%	347	2,093	16.6%	1,187	10,568	11.2%
2/10月	895	8,815	10.2%	385	2,170	17.7%	1,280	10,985	11.7%
3/10月	973	9,151	10.6%	416	2,535	16.4%	1,389	11,686	11.9%

(注) 2/10月末現在、本表の外に、22名の会計士補有資格者（平成3年合格・未登録）がいる。

IV 慶大出身・公認会計士・平成3年度登録・新人79名一覧表

氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号
①武波紳一郎	●22経	10414	②西川 正房	56法	10550	⑨山本 正志	61商	10692
②関本 明	53経	10427	⑨山田美代子	59法	10555	⑩内藤 哲哉	57商	10794
③原島 真人	60経	10431	⑩新井 達哉	63経	10556	⑦松澤 博昭	1経	10707
④椎名 弘	63経	10433	⑪藤井 瞳裕	63商	10578	⑩塙出 泰子	61商	10708
⑤田島 幹也	58経	10436	⑫田中耕一郎	63経	10580	⑩大割 慶一	60商	10713
⑥森 正人	62経	10438	⑬吉田 充寿	62経	10581	⑩森 俊明	1商	10724
⑦斎藤栄太郎	60商	10443	⑭村上 康二	63経	10583	⑩遠山 典夫	62経	10729
⑧池亀 均	1経	10450	⑮大塚 敏弘	59商	10586	⑩森 智	60商	10732
⑨河喜多保典	53商	10457	⑯菊地 博俊	60商	10587	⑩三富 康史	60経	10736
⑩池本 隆一	53経	10460	⑭小出 檜次	62商	10592	⑩櫻木 仁	●50法	10738
⑪中江 圭児	63経	10465	⑬宮崎 茂	59経	10601	⑩木村 健	61経	10743
⑫中塙 信一	51経	10467	⑩山岸 彩子	62経	10603	⑩金子 秀嗣	1経	10751
⑬関根 敬子	60商	10469	⑩前原 啓二	60商	10614	⑩横山榮一郎	44経	10755
⑭櫻井 紀彰	62商	10473	⑩佐野 光夫	63経	10617	⑩杵田 雅彦	60経	10759
⑮西村 大三	57経	10480	⑩池田 忠宏	57商	10618	⑩藤田 秀孝	58商	10766
⑯藤田 幸彦	63経	10483	⑩村形 聰	62経	10620	⑩星野 雄滋	62経	10774
⑰吉澤 幸男	54商	10487	⑩三間 信彦	59商	10633	⑩高野 宏之	58経	10777
⑱小川 秀行	58商	10491	⑩小林 幹夫	59商	10634	⑩井野 正信	61商	10797
⑲安藤 武	62経	10494	⑩岡原 宏一	62商	10636	⑩今村 博隆	57商	10824
⑳村田 宏彰	62経	10500	⑩山田 雅弘	58商	10640	⑩和泉 年昭	57商	10825
㉑根岸 功生	57経	10502	⑩岩尾健太郎	60経	10649	⑩岩部 俊夫	59商	10476
㉒橋本 宗男	39経	10503	⑩今村 敬	61商	10653	⑩山本 宏和	59商	外国行
㉓下山 卓士	62商	10504	⑩秋葉 陽	60商	10663	⑩小林 雅彦	60経	10447
㉔井出 俊之	55政	10509	⑩井出 慎吾	50商	10677	㉕向後 真徳	60経	10535
㉕沓名 教至	1経	10515	⑩佐藤 真奈	60経	10687	㉖森山 武芳	61経	10838
㉖田畠 隆久	55法	10516	⑩湯浅 敦	1商	10688	(登録者計)		79名
㉗小林 伸行	61経	10527	㉘石塚 洋一	59経	10689			

(注) ●の2名は平成2年度以前に合格。平成2年度合格による登録は77名。

V 第二次試験合格者・出身校別・実務補修所入所数等一覧表（慶大17年間・連続首位達成）

年次＼都内順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注)
① 昭和50年度	慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	—	—	平成3年度実績・第二次受験者数七、一五七名・全合格者数六三八名・合格率八・九%
② 昭和51年度	慶大 50	早大 44	中大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横浜 6	立大 6	東大 5	(左の大学の外、京都大23、同志社大18、神戸大15、関西学院大15)
③ 昭和52年度	慶大 45	早大 44	明大 30	中大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横浜 5	
④ 昭和53年度	慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横浜 5	立大 3	日大 2	
⑤ 昭和54年度	慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横浜 5	立大 5	日大 5	
⑥ 昭和55年度	慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横浜 8	法大 5	東大 3	立大 3	—	
⑦ 昭和56年度	慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横浜 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2	
⑧ 昭和57年度	慶大 26	早大 18	明大 16	横浜 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1	
⑨ 昭和58年度	慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横浜 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2	
⑩ 昭和59年度	慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横浜 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3	
⑪ 昭和60年度	慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法法 12	横浜 10	日大 9	東大 9	立大 2	
⑫ 昭和61年度	慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横浜 12	東大 14	法大 13	日大 4	立大 4	
⑬ 昭和62年度	慶大 68	早大 49	中大 36	明大 27	一橋 15	横浜 15	東大 13	法大 7	日大 7	立大 5	
⑭ 昭和63年度	慶大 68	早大 45	中大 38	明大 23	一橋 18	東大 13	法大 13	横浜 10	日大 6	立大 2	
⑮ 平成元年度	慶大 108	早大 67	中大 35	明大 35	東大 26	一橋 18	法大 12	立大 12	日大 11	横浜 9	
⑯ 平成2年度	慶大 111	早大 78	中大 46	明大 36	一橋 24	東大 21	横浜 18	法大 15	立大 9	日大 8	
⑰ 平成3年度	慶大 108	早大 101	中大 50	明大 45	一橋 32	東大 28	横浜 14	法大 10	日大 8	立大 11	
(計)	慶大 1059	早大 793	中大 613	明大 442	一橋 243	東大 200	横浜 170	法大 154	日大 111	大 88	

(注) 平成3年度・慶大108名の内、大学院1名、早大101名の内、大学院3名。

VI 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表（登録総数1,017名・抹消44名・現在数973名）

登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数	登録番号	登録数	抹消	累計数
1～ 500	13	7	6	3501～4000	8	2	84	7001～ 7500	72	2	450
501～1000	10	4	12	4001～4500	29	3	110	7501～ 8000	70	1	519
1001～1500	14	1	25	4501～5000	34	2	142	8001～ 8500	68	1	586
1501～2000	14	1	38	5001～5500	54	4	192	8501～ 9000	86	1	671
2001～2500	18	4	52	5501～6000	61	2	251	9001～ 9500	78	0	749
2501～3000	20	3	69	6001～6500	70	1	320	9501～10000	89	1	837
3001～3500	12	3	78	6501～7000	61	1	380	10001～11000	136	0	973

VII 慶大出身・平成3年度・会計士補有資格者・新人108名一覧表 (・印は在校生) 91.10.31現在

氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号	氏名	卒年度	登録番号
①押田 晴子	•4商	10248	⑧依田 康志	•4経	10389	⑪宮本 良一	3経	10595
②古内 和明	•5経	10249	⑨藤田 和也	1商	10390	⑫高城 慎一	63商	10602
③百瀬 和政	•5経	10250	⑩関根 武	59経	10393	⑬新行内英明	•4商	10613
④宇都木 徹	2法	10260	⑪北村 宏二	61商	10395	⑭川村 健	1経	10620
⑤浅岡 伸生	•4商	10264	⑫土田 恵一	•4経	10398	⑮箕田 圭寿	3商	10654
⑥加藤 一志	63経	10267	⑬久保 誉一	3商	10400	⑯菅野 豊	1経	10669
⑦小出 敏彦	61商	10274	⑭川原 瑞枝	2商	10418	⑰大場 康史	63商	10687
⑧青野 友裕	63経	10275	⑮築島 繁	2商	10421	⑲鹿野 靖	63商	10688
⑨北澄 和也	1商	10276	⑯益本 正蔵	2商	10430	⑳脇田 政美	62商	10692
⑩坂部健一郎	61理	10278	⑰郷右近隆也	3商	10432	㉑堀川 智子	1商	10749
⑪河本 正樹	63商	10284	㉒小川伊智郎	3経	10440	㉓黒川 健	62商	10752
㉔落谷 竹生	2経	10285	㉔玉井 哲史	59経	10442	㉕田嶋 俊朗	•4院	10333
㉕高橋 英明	62商	10294	㉖櫻井 光太	58商	10448	㉗安達 博文	1法	未登録
㉗川瀬 洋人	3商	10297	㉘矢農理恵子	•5経	10454	㉙上田 一行	6経	"
㉙鈴木 實	59商	10299	㉙加治屋州一	•4経	10456	㉚加藤 由久	1商	"
㉚西村 克広	1商	10300	㉚糸魚川順子	•4経	10458	㉛家徳 真樹	3経	"
㉛浅沼 宏	3商	10317	㉛中野 竹司	•5経	10460	㉜紙谷 将	1商	"
㉜朝生 隆一	59経	10319	㉜鈴木 誠	2経	10461	㉝覧 悅生	3商	"
㉝北尾 隆幸	2経	10323	㉝野水 善之	•4経	10465	㉞川口 恵	57法	"
㉞徳満 哲司	61商	10331	㉞矢田 廉來	1理	10470	㉞岸田 淳	62商	"
㉞遠藤健太郎	2経	10332	㉞萩野 真司	2商	10472	㉞小西 自人	•5経	"
㉞佐藤 智治	3商	10336	㉞猪又 良彦	59法	10473	㉞島田 容男	3法	"
㉞池田 徹	3経	10337	㉞篠田 徹	61経	10491	㉞鈴木敬一郎	3経	"
㉞鈴木 章夫	3法	10338	㉞稻垣 成晃	2経	10493	㉞末吉 要	•4商	"
㉞高橋 龍徳	3商	10339	㉞奥見 正浩	•4経	10496	㉞中沢 博道	•4経	"
㉞深和 裕登	63商	10341	㉞西片 大	•5理	10497	㉞中村 政温	59文	"
㉞小栗 一徳	2法	10345	㉞伊藤 昌夫	•4経	10499	㉞浜本 洋	•4院	"
㉞大久保恵美子	•4商	10347	㉞日橋 三奈	2経	10502	㉞藤木 広	62商	"
㉞藤本 貴子	2商	10348	㉞中尾 篤史	•4商	10505	㉞松田 元裕	•5経	"
㉞上川 真一	58商	10353	㉞杉原 紅	57経	10508	㉞宮田 芳直	55商	"
㉞櫻井 勝規	•4商	10361	㉞田中 重信	2経	10543	㉞村重 望	60商	"
㉞近田 直裕	•4経	10362	㉞長尾 大輔	2商	10547	㉞村松 淳哉	2商	"
㉞御手洗豪行	61経	10368	㉞石田 健一	•4商	10548	㉞柳 吉昭	•4商	"
㉞高橋 能文	63経	10370	㉞河邊 哲	•4経	10555	㉞福島 寿	56院	"
㉞白山 真一	60商	10374	㉞富田 直也	61経	10572			
㉞毛利 篤雄	63商	10381	㉞井野 貴章	2経	10577			
㉞大月 将幸	•5商	10384	㉞神谷 有子	63法	10592	(計)		108名

◎慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(3) (5501 ~ 6436) (・は故人。は業廃)

氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度
①保坂 全輝	5503	41経	④杉山 美代子	5837	45修	⑨渡邊 憲雄	6092	47商
②松本 欣一	5511	41経	④畠 耕一	5839	49経	⑩高橋 正	6095	47経
③河合 利治	5523	45経	④丸山 邦彦	5841	44修	⑪吉田 弘保	6103	31経
④藤原 洋	5524	41商	④吉島 一良	5870	46経	⑫西村 幸一	6121	46経
⑤池田雄二郎	5531	45商	④原井 純	5871	47商	⑫湯本 堅司	6126	50修
⑥青木 雄二	5560	42経	④佐藤 勉	5872	49経	⑪志村 晃司	6131	39法
⑦倉持公一郎	5567	46経	④園田 光基	5881	38商	⑪増田 善久	6135	41法
⑧川村 博	5569	45経	⑦塙尻 強司	5885	42法	⑩櫻井 憲二	6138	47経
⑨西村 寛	5572	46経	④高木 勇三	5888	49経	⑦北澤 光二	6153	46商
⑩木下 彰	5597	43経	⑨清水 康雄	5890	47工	⑩荻原 弘道	6156	43経
⑪二俣 正成	5600	39法	⑩山本 昌雄	5901	42法	⑩山内 豊	6158	52修
⑫高橋 宏	5605	46経	⑪中間 信一	5925	41工	⑩山田 洋久	6169	45商
⑬小林 進	5606	47経	⑫原 巍	• 5946	25経	⑨八木 達博	6171	49商
⑭奥津 勉	5623	47修	⑩堀 成一	5948	46経	⑨下津 諭	6203	45法
⑮丹生谷 繁	5633	37経	⑩栗山 憲三	5950	44経	⑩藤倉 京子	6205	38経
⑯大澤 温	5634	43経	⑩森川 寛行	5955	44経	⑩松村 篤樹	6228	48商
⑰大館 修	5664	46経	⑩太期 友里	5957	44経	⑩山田 正嘉	6233	45経
⑱川村 一晴	5669	46経	⑩岩崎 彰	5958	44商	⑩吉川 洋志	6243	50経
⑲落合 文義	5676	45法	⑩佐竹 正幸	5960	46商	⑩星野 茂	6246	46経
⑳松本 香	5678	46経	⑩川手 喜彦	5972	44経	⑩飯島 秀幸	6250	46法
㉑野島 一男	5685	44経	⑩山口 裕康	5976	39経	⑩衣笠 順博	6263	51経
㉒大杉 海	5686	47経	⑩加藤 厚治	5993	37商	⑩大石 豊	6268	46経
㉓磯部 泰夫	5695	43経	⑩大橋 弘美	6006	44商	⑩佐藤 裕一	6269	48商
㉔古屋 俊仁	5715	43経	⑩中安 隆	6010	47経	⑩野村 滋	6284	50商
㉕加藤 久典	5719	45経	⑩柏谷 道正	6016	49経	⑩細井 和昭	6293	47修
㉖高梨 智弘	5742	43経	⑩土井 良樹	6022	44商	⑩菅原 邦彦	6298	49経
㉗山内 清喜	• 5743	45修	⑩山崎 一輝	• 6024	46経	⑩渡部 健志	6300	44経
㉘大重己代治	5747	51通	⑩宇都木 修	6029	47経	⑩高瀬 敬介	6320	42法
㉙柴田 健一	5748	45修	⑩植原 功	6030	42商	⑩安楽岡雄三	6322	34経
㉚杉山 昌明	5751	45経	⑩西川 昭雄	6031	45商	⑩西浦 孝充	6335	46経
㉛佐藤 幸夫	5753	46商	⑩永山 茂行	6037	47経	⑩亀井 準	6344	36経
㉜廣田 弘	5756	44経	⑩鶴田 靖彦	6039	49経	⑩川端 隆一	6347	48商
㉝藤田 則春	5767	48経	⑩加藤 晶春	6040	49商	⑩塙原 雅人	6358	46経
㉞西山 泰三	5785	46経	⑩高田慎三郎	6052	43工	⑩高橋 慎吾	6361	42商
㉟中野 明	5786	47経	⑩菱田多賀志	6055	47経	⑩小出 豊	6362	49経
㉟互井 卓郎	5789	49修	⑩落合 孝彰	6066	47商	⑩横井 直人	6384	50商
㉞池田 敏雄	5809	43商	⑩天野 隆	6068	49経	⑩梶川 融	6400	49経
㉞小出 将恵	5831	39商	⑩川嶋 俊昭	6083	45経	⑩中瀬 雅通	6415	47経
㉞林 崇	5834	46商	⑩米田 浩文	6087	40経	⑩安田 莊助	6436	43経

◎慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(4) (6438~7300) (•は故人。は業廃)

氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度	氏名	登録番号	卒年度
小見山 満	6438	52経	榎本 堯	6730	37法	新聞 達吉	7032	47商
風間 徹	6440	46商	田村 浩三	6741	44経	田端 勤司	7036	48経
辰己 正	6441	47商	兵藤 和彌	6751	40商	小倉 邦路	7040	51商
奥田 基樹	6444	48経	杉野 英樹	6752	41経	太田 弘	7041	51経
本間 潤一	6447	49修	河野 俊輔	6756	49商	佐藤 芳郎	7057	49修
吉川 正幸	6455	47商	松良 茂伸	6804	51商	小倉 龍彦	7061	50経
吉田 真次	6456	44法	荒井 卓一	6828	47商	三浦 悟	7063	53経
廣田 哲治	6457	51経	田原 秋平	6835	47商	山脇 市郎	7071	49商
山田 辰己	6460	51商	北條 哲夫	6839	45経	長坂 隆	7087	54経
杉山 尚隆	6461	47法	中村 利一	6860	50工	清水 辰夫	7088	37通
小島 秀雄	6462	47経	大西 俊哉	6871	50経	中元 文徳	7105	47商
横倉 光男	6465	44経	倉島 一郎	6872	50商	唐澤 洋	7107	48商
田村 浩三	6471	44経	武田 哲	6875	48商	渡邊 秀俊	7108	51経
林 秀市郎	6474	46商	井原 實	6879	44商	鐵 義正	7111	47商
伊藤 通夫	6506	48商	長澤 敬一	6882	44経	森田 栄一	7115	52経
小森 幹夫	6526	50商	出口 真臣	6883	44経	田中 清吾	7118	52経
雁丸 昭	6534	38経	福島 優子	6886	44商	青木 和雄	7119	51経
大橋 秀夫	6540	50商	久保村隆治	6894	47商	清水 正章	7126	49法
中山 幸夫	6548	52修	大野まゆみ	6895	51経	武尾 亨	7128	43商
山本 明	6549	49修	横田 純二	6905	53通	高橋 健一	7147	44経
杉山 雅洋	6560	50商	藤間 秋男	6907	50商	中川純一郎	7150	48経
宇梶 勝康	6563	47経	富田 邦子	6910	44経	市川 義見	7151	51商
井上 芳治	6588	42経	加藤 武仁	6911	44経	平田 納彦	7154	50経
篠原 俊	6596	52経	砂川 大	6912	44修	根本 司	7177	40商
石黒 輝夫	6608	44経	會田 一雄	6914	57博	山田 良治	7181	51経
小橋 政彦	6627	61通	花卉 孝一	6921	47商	竹之内 茂	7182	47法
吉田 恭治	6646	46商	今村 猛	6929	41商	大戸 隆雄	7186	45経
西井 桦夫	6658	46経	土井 光洋	6933	40経	手塚 利彦	7189	44商
綿貫 義昭	6659	50商	中川 周	6937	45経	河村雄一郎	7193	47博
窪川 秀一	6661	51経	高津 靖史	6938	53経	田宮 紳司	7207	51経
林 克年	6668	46商	吉田真佐子	6951	49経	神林比洋雄	7223	50経
白石 康裕	6671	51商	佐藤 勝	6955	47経	高見 太平	7242	46商
村田 榮利	6680	46商	佐藤 行正	6957	52経	木村 亨司	7254	49商
諫訪部慶吉	6685	45経	長坂 敏史	6959	45商	津倉 真	7264	46経
石橋 和男	6687	50経	小塙 純夫	6967	52経	村山 文夫	7274	37商
柿崎 隆	• 6709	48商	樺山 築一	6969	45商	岩井 正廣	7278	46工
石川 誠	6719	48修	南海 豊	6973	38経	瀧田 輝己	7289	53博
長岡 雅彦	6721	40経	徳永 信	7019	51経	田村 和己	7299	51経
酒井 孝始	6727	48経	河野 光雄	7027	51商	(3)(4)現在数 (114)	228名	

注・ 5501 - 7300 (登録総数) 233名・(故人) 5名・(現在数) 228名

# 義塾の近況

一平成3年一



塾・広報課長 田辺 久夫

## はじめに

昨平成2年は、来たるべき21世紀の社会においても、私学慶應義塾が研究・教育の分野でリーダーシップを發揮すべく十数年前から進めて来たさまざまなプロジェクトの収穫期を迎え、諸計画中最大の湘南藤沢キャンパスの二つの新学部「総合政策学部」「環境情報学部」が開校したことをお伝えしたが、今年平成3年は、まず、秋も深まる中に相次いだ慶事から記したいと思う。

### 1. 湘南藤沢キャンパス開設披露式・祝賀会

湘南藤沢キャンパス開設披露式が平成3年10月5日、同キャンパス体育館で行われた。

松本常任理事の司会で開式、石川塾長の挨拶、小山早稲田大学総長、長洲神奈川県知事の祝辞があり、塾歌斉唱をもって閉式した。

祝賀会は会場を同キャンパスの厚生棟に移し、辻岡常任理事の挨拶、葉山藤沢市長の祝辞に続いて同市長の乾杯の発声で開宴した。

この開設披露式に先立ち、同キャンパスでは本年度中に、図書館棟（メディアセンター）、研究室棟A、学生ラウンジ、体育館、クラブ室棟が完成した。

また、同キャンパスでは、塾員各位のご協力を得て、緑のキャンペーンが行われているが、緑化工事の一部南正門側の「じんべえ公園」が、第1回緑のデザイン賞「緑化大賞」を受賞した。

### 2. 石川忠雄塾長 文化功労者に選ばれる

10月25日、石川塾長が本年度の文化功労者に選ばれた。これは塾長が中国現代史の研究者として中国共産党史の研究に我が国で初めて本格的に取り組み、膨大な資料を駆使して、現代中国の詳細な研究を行い、また、国際政治構造の変化から、日中国交正常化の必要性を指摘するなど、我が国の政策選択に大きく貢献したこと。また日本私立大学連名会長、臨時教育審議会会长代理などを歴任、現在大学審議会会长の要職にあるなど、教育・学術行政の発展に寄与された功績による。

### 3. 体育会野球部春秋連覇

体育会野球部は、11月2日、東京六大学秋季リーグ戦の掉尾飾る早慶第1戦を4対3で逆転勝ち、昭和47年以来19年振りに春秋連覇を成し遂げた。その余勢を駆って翌3日、同2回戦も3対1で逆転連勝し、対戦相手すべてから勝点を挙げる完全優勝を達成した。

### 4. 日本芸術院新会員に塾員3名が選ばれる

11月18日、日本芸術院新会員11名が発表されたが、その第2部（文芸）の評論・翻訳部門は、フランス文学者で学事顧問・元塾長の佐藤朔先生、劇評論家の戸板康二さん、文芸評論家の江藤淳法學部客員教授と、義塾社中が独占した。

次に、春以来の主な出来ごとを記す。

### 5. 大学院経営管理研究科に博士課程設置

大学院経営管理研究科修士課程は、専門的経営管理者の養成を目指すプロフェッショナル・スクールとして昭和53年に設立され、着実に発展してきたが、さらに、ビジネス大学院での教育担当者及び実践的経営管理の専門家を目指す人材に高度の専門的教育を提供する機関とする目的として、4月1日をもって博士課程を設置した。

### 6. 湘南藤沢中等部・高等部校舎、建設工事着工

平成4年4月に開校を予定している湘南藤沢中等部・同高等部校舎の建設工事が、1月23日の地鎮祭をもって開始された。

この校舎は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階地上5階建、延床面積約 15,000 m<sup>2</sup>（約

4,500坪), ブリッジで結ばれた本館棟・中等部普通教室棟・高等部普通教室棟・体育館棟・共用教室棟からなっている。

同中等部・高等部は、平成3年11月に正式に設置認可が下りた。

## 7. 塾長賞の制定

塾長賞は、本塾大学生が、学業及び体育活動とは別に、学術・芸術・社会活動・文化活動などさまざまな分野で大学生の範となる活動を行い、その行為が当人の栄誉であるばかりではなく義塾の存在 자체が光輝あるものとなるものについて顕彰することを目的に制定されたもので、第1回の受賞者は、新しいスポーツとしてラクロスを我が国に普及紹介した経済学部4年佐々木裕介君、角川短歌賞を受賞した総合政策学部1年田中章義君。

## 8. 学部長の改選

任期満了にともない学部長の改選が行われた。

文学部長	小谷津孝明(重任)
経済学部長	鳥居泰彦(重任)
法学部長	堀江湛(重任)
商学部長	藤井弥太郎(新任)
医学部長	細田泰弘(新任)
理工学部長	有賀一郎(重任)

総合政策学部長、環境情報学部長は任期途中。

## 9. 塾員・塾生数(平成3年5月現在)

塾員 215,471名

塾生 34,141名(大学院から幼稚舎まで)

注・91年慶應連合三田会の開催

今大会は、10月27日、小雨の中で「文化の護りたからかに一塾歌制定50年一」を銘打って、日吉キャンパスで行われた。日吉記念館では、市川猿之助の歌舞伎論、千住真理子のバイオリン・ライトミュージックのジャズ演奏のあと、自動車5台等が当る恒例のお楽しみ福引抽選会があった。

## 編集後記

◇私の寄稿文はC P A三田会の趣旨に沿って、三田会の若い塾員、これからC P Aたらんとする塾生に、世界及び日本の正しい業界の状況を出来るだけ客観的に、然し私なりに整理をして報告することにあります。三田会という仲間組織での語りでありますので私の記憶と理解の範囲内にある事項を、必ずしも資料を確かめないで書いている所もありますことをお許し下さい。(後記・西谷誠一)

◇監査基準と実施準則が25年振りに改訂されますが、その改訂作業を担う企業会計審議会第3部会長の重責を当三田会の村山さん(前J I C P A会長)が果されています。でき上った時の時代背景もあり、従来与えられたものという感が無きにしもあらずであった基準、準則が、プロフェッショナル自らの努力により改訂されようとしている性格のものようです。

発表の日が待ち望まれます。(後記・西谷誠一)

◇平成3年は、イラク湾岸戦争の短期決着・大型サギ不正融資、普賢岳火碎流、若貴人気、宮沢内閣発足、ソ連邦消滅による独立国家共同体制始動等々、目まぐるしい激動の一年であった。

◇本16号では前号に続き、塾出身の公認会計士を登録番号7300台迄、228名を一覧表としたが、次号に於てもこの続きを取纏め、交流の資と致したい。

◇本16号は平成4年1月23日の総会で会員に配布。更に、日吉に加え藤沢湘南キャンパス向けに用意。塾生の参考資料として提供してゆきます。

◇藤沢湘南キャンパスへの緑の寄付運動を続けますので、寄付未納の方のご協力をお願いします。

(後記・日本公認会計士協会東京会副会長・西野清)

公認会計士三田会会報(第16号・1992年1月23日) 1978年1月1日創刊(毎年1回1月刊行)

発行所 〒194 東京都町田市本町田 3450-161

公認会計士 西野清 事務所兼付

電話 0427-22-8821

公認会計士 三田会

会清

振込口座 太陽神戸三井銀行・霞ヶ関支店

(普通) 639-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は全員が協力し合って、公認会計士三田会・会員となられるよう左記迄に入会申込を願います

編集発行人

西野

清